

犬を飼うときは「登録」等の手続きを忘れずに

問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

生後91日以上の子犬は、市町村への登録が義務付けられています。
新しく犬を飼い始めた時や、飼い主や犬の住所・所在地が変わった、死亡したなど、登録した内容に変更があった場合は、窓口での手続きが必要です。

●犬を新しく飼うとき

【犬の登録申請書】を提出してください。

犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に登録を行わなければなりません。
役場窓口で手続きを行ってください。
犬の身分証となる「鑑札」を交付します。

●飼い犬が死んでしまったとき

【犬の死亡届】を提出してください。

犬が死亡してから30日以内に届け出ることとなっています。
原則的には窓口での手続きとなりますが、やむを得ず来庁できない場合は電話でご相談ください。



●引っ越しなど、登録した内容が変わったとき

- ◎ 町内での変更 …… 飼い主が転居した場合や、譲渡や飼い主の死亡により所有者が変わった場合も手続きが必要です。
- ◎ 転入による変更 …… 町外から犬が転入する場合は、富士見町での登録手続きが必要です。転入前の市町村で交付された鑑札を窓口へお持ちください。
- ◎ 転出による変更 …… 転出などで犬の所在地が町外になる場合は、富士見町で交付した鑑札をお持ちのうえ、新住所地で犬の登録事項変更を行ってください。

町営住宅入居者募集

申込 問 総務課 管財係 ☎62-9325

●住宅の概要（募集戸数：2戸）

住宅名	構造等	規格	家賃	所在地等
富里公営住宅 A-305号	中耐3階建（3階部） 平成12年度建築	2DKY	17,700円～ 34,800円	富士見町落合11227-32 富士見駅より南へ約600m
富里公営住宅 B-103号	中耐3階建（1階部） 平成11年度建築	3DKY	21,400円～ 42,000円	富士見町落合11227-172 富士見駅より南へ約600m

D…ダイニング K…台所 Y…浴室（浴室給湯・浴槽付）

【募集期間】 2月1日（月）～2月12日（金）

【申込方法】 総務課管財係に備え付けまたは町ホームページ（<https://www.town.fujimi.lg.jp/>）内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

【選考方法】 公開抽選 【抽選日時】 2月15日（月） 午前10時～

【会場】 役場3階 図書室 【入居日】 原則として入居決定後10日以内

【入居資格】 次の①～⑥の資格をすべて満たす方

- ①地方税を滞納していない方
- ②現に同居し、または同居しようとする親族があること
- ③公営住宅法による月収が規定の額以下の方
 - 一般世帯：158,000円以下 ●高齢者身体障がい者世帯等：214,000円以下
- ④現に住宅に困窮していることが明らかな方（他の公営住宅入居者や持ち家がある方は不可）
- ⑤町内に住所または勤務先を有する方 ⑥入居者および同居者が暴力団員ではないこと

